

選定要件 婦人科がん

項目	改訂選定要件(第2版)	旧
学会の認定	(公社)日本婦人科腫瘍学会指定修練施設 *次回改定時には、指定修練施設Aのみとするかを検討する	①(公社)日本産婦人科学会専攻医指導施設 ②常勤の婦人科腫瘍専門医、または常勤の産婦人科専門医のいる施設
	(公社)日本放射線腫瘍学会認定施設C *次回改定時には、認定施設AまたはBにするかを検討する。また、常勤の放射線治療専門放射線技師1名以上、常勤のがん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師1名以上の条件を検討する。	規定なし
	規定なし *次回改定時には、(公社)日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医1名以上、または基幹ないし関連施設を追加することを検討する	規定なし
外科的治療	子宮の浸潤がん症例に対する手術が年12例以上	子宮の浸潤がん症例に対する手術が年6例以上
放射線療法	①年12例以上 *上記の放射線腫瘍学会認定施設Cでは、治療患者数(新規症例)が年間150例以上(全がん対象)、強度変調放射線治療(IMRT)、定位放射線照射による治療(SBRT)、密封小線源治療が可能か、または同治療が可能な医療機関への紹介体制を構築しているの条件有り	子宮がんに対する放射線治療が年3例以上ある施設。 または適切に連携を取ることで、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年3例以上ある施設
薬物療法	①年12例以上 ②がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、外来がん治療認定薬剤師のいずれかが常勤で1名以上 ③がん看護専門看護師またはがん薬物療法認定看護師のいずれかが常勤で1名以上 ④薬物療法の副作用に迅速かつ適切に対応する体制が整っていること。特に、組織上明確に位置付けられた、各臓器の専門医に加えて多職種で構成された免疫チェックポイント阻害薬対策チームが組織されていること。前述の専門医がいない場合は、他の医療機関と連携して、対応が迅速に行われることが組織上明確に規定されていること。	子宮がんに対する薬物療法が年6例以上ある施設
特記事項	①同右	①症例数は直近3年間の平均値
	②削除	②放射線治療の症例数には緩和的放射線治療を含む
	③削除	③放射線治療は自施設での治療と他施設での治療の合計が年3例以上の施設も可とする